

2023 年 1 月 31 日

東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

株式会社 IHI

代表取締役社長 井手 博



会社法第 794 条第 1 項に規定する書面

当社と当社の 100%子会社である千葉倉庫株式会社（以下、「CSK」という。）は、2023 年 3 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収分割承継会社、CSK を吸収分割会社とする吸収分割（以下、「本吸収分割」という。）を行なうことを決定いたしました。

本吸収分割に関し、会社法第 794 条第 1 項および同法施行規則（以下、「規則」という。）第 192 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 794 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 吸収分割対価の相当性に関する事項（規則第 192 条第 1 号）

本吸収分割に際して、当社は CSK に対して対価の交付を行ないませんが、本吸収分割は完全親子会社間において行なわれるため、係る内容は相当であると判断いたします。

3. 吸収分割会社（CSK）に関する事項（規則第 192 条第 4 号）

（1）最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

4. 吸収分割継承会社（当社）に関する事項（規則第 192 条第 6 号）

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割承継会社（当社）の債務の履行の見込みに関する事項（規則第 192 条第 7 号）

当社の 2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表における資産および負債の額は、それぞれ 1,228,221 百万円および 929,054 百万円であるのに対し、本吸収分割により承継する資産および負債の額は、それぞれ 800 百万円および 141 百万円（注）となる見込みであり、本吸収分割の効力発生以後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。また、今後の収益状況等に鑑み、本吸収分割の効力発生日以降に当社の債務の履行に支障を来すような事態は、現在のところ予測されておりません。よって、効力発生日以後の当社の債務の履行については見込みがあるものと判断いたします。

（注）2022 年 3 月 31 日現在の貸借対照表をもとに算出しているため、実際に承継する金額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整したものとなります。

以 上

吸収分割契約書

千葉倉庫株式会社

株式会社 I H I



吸収分割契約書

千葉倉庫株式会社（以下、「分割会社」という）および株式会社 IHI（以下、「承継会社」という）は、第 1 条に定める本対象事業に関して分割会社が有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本会社分割」という）について、以下のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という）を締結する。

第 1 条 （吸収分割）

分割会社は、本契約の締結に従い、本効力発生日（第 7 条において定義する）をもって、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含む。以下、「会社法」という）が定める吸収分割の方法により、分割会社の不動産賃貸業（分割会社における保管・荷役事業以外の事業を意味し、以下、「本対象事業」という）に関して有する第 3 条第 1 項所定の権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第 2 条 （当事会社の商号及び住所）

本会社分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収分割会社

商号	千葉倉庫株式会社
住所	千葉市中央区出洲港 17 番 2 号

吸収分割承継会社

商号	株式会社 IHI
住所	東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号

第 3 条 （承継する権利義務等）

1. 本会社分割により、承継会社が分割会社から承継する契約、資産、債務（負債）、労働契約その他の権利義務（以下、「承継対象権利義務」という）および許認可等（以下、「承継対象許認可等」という）は、別紙「承継権利義務明細表」に記載のとおりとする。
2. 承継対象権利義務および承継対象許認可等のうち、その承継につき関係官庁その他の関係者の許認可または承諾等を要するものについては、当該許認可または承諾等の取得を条件として、本会社分割により承継する。
3. 本会社分割による分割会社から承継会社に対する債務の承継は、免責的債務引受けの方法による。

第 4 条 （分割対価の交付）

承継会社は、本会社分割に際し、分割会社に対し、金銭、株式、その他の対価を交付しない。

第5条 （資本金および準備金の額に関する事項）

本会社分割により承継会社の資本金および準備金の額は増加しない。

第6条 （株主総会の承認）

1. 分割会社は、会社法第784条第1項の規定により、本契約について会社法783条1項の株主総会の承認を得ないで本会社分割を行なうものとする。
2. 承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について会社法795条1項の株主総会の承認を得ないで本会社分割を行なうものとする。
3. 前2項のほか、分割会社および承継会社は、債権者保護手続その他関連諸法令により必要となる手続を履践するものとする。

第7条 （効力発生日）

本会社分割がその効力を生ずる日（以下、「本効力発生日」という）は、2023年3月1日とする。ただし、分割手続きの進行上の必要性その他の事由により、両当事者間で協議のうえ、合意によりこれを変更することができる。

第8条 （競業避止義務の免除）

分割会社は、承継会社が承継する本対象事業について、競業避止義務を負わない。

第9条 （会社財産の管理等）

分割会社は、本契約締結後、本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって、本対象事業にかかる業務の執行および財産の管理運営を行ない、本会社分割に重大な影響を及ぼす事項を行なおうとするときは、あらかじめ分割会社および承継会社の協議および合意のうえ行なうものとする。

第10条 （本契約の変更等）

本契約締結の日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本対象事業または本対象事業に関する資産、債務、契約その他の権利義務に重大な変動が生じたときは、分割会社および承継会社が協議および合意のうえ本会社分割の条件を変更し、または本契約を解除することができる。

第11条 （本契約の効力）

2023年3月1日までに本会社分割の実行に必要な監督官庁等の承認を得られない場合、分割会社または承継会社は相手方に通知して本契約を解除できる。

第12条 （準拠法および管轄裁判所）

1. 本契約は日本法に準拠し、同法に従って解釈する。
2. 本契約に起因または関連して生じた分割会社と承継会社との間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 13 条 （本契約に定めない事項）

本契約に定める事項のほか，本会社分割に関し必要な事項は，分割会社および承継会社が協議のうえ決定する。

本契約締結の証として，本書 2 通を作成し，分割会社および承継会社が記名押印のうえ，各 1 通を保有する。

2023 年 1 月 30 日

分割会社 千葉市中央区出洲港 17 番 2 号
千葉倉庫株式会社
代表取締役社長 林 宜弘



承継会社 東京都江東区豊洲三丁目 1 番 1 号
株式会社 IHI
代表取締役社長 井手 博



1. 貸 借 対 照 表

令和 4年3月31日現在

単 位 : 円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 617,418,663 】	【 流 動 負 債 】	【 83,595,008 】
現 金 ・ 預 金	350,402,892	短 期 借 入 金	0
売 掛 金	36,814,597	前 受 金	17,315,351
未 収 入 金	84,700	未 払 費 用	23,581,358
前 払 費 用	1,327,159	圧 縮 特 別 勘 定	7,831,999
貸 付 金	229,008,887	預 り 金	1,017,400
貸 倒 引 当 金	△ 220,672	未 払 消 費 税	3,321,600
仮 払 金	1,100	賞 与 引 当 金	13,600,000
		役 員 賞 与 引 当 金	3,950,000
		未 払 諸 税 金	12,977,300
【 固 定 資 産 】	【 610,738,040 】		
(有 形 固 定 資 産)	(560,538,821)	【 固 定 負 債 】	【 100,557,200 】
建 物	333,996,447	長 期 借 入 金	0
建 物 附 属 設 備	169,072,716	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,948,000
構 築 物	46,373,122	預 り 保 証 金	79,400
機 械 装 置	1,600,305	預 り 敷 金	92,529,800
車 両 運 搬 具	8		
什 器 備 品	6,914,306		
一 括 償 却 資 産	427,668		
建 設 仮 勘 定	0		
土 地	2,154,249	負 債 合 計	184,152,208
		純 資 産 の 部	
(無 形 固 定 資 産)	(246,366)	【 株 主 資 本 】	【 1,032,349,735 】
電 話 加 入 権	246,366	【 資 本 金 】	【 40,000,000 】
ソ フ ト ウ ェ ア	0		
		【 資 本 剰 余 金 】	【 471,303 】
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(49,952,853)	資 本 準 備 金	471,303
投 資 有 価 証 券	35,963,535		
出 資 金	7,488,762	【 利 益 剰 余 金 】	【 991,878,432 】
長 期 前 払 費 用	0	利 益 準 備 金	10,000,000
差 入 保 証 金	20,000	(そ の 他 利 益 剰 余 金)	(981,878,432)
繰 延 税 金 資 産	6,480,556	別 途 積 立 金	686,425,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	295,453,432
		【 評 価 ・ 換 算 差 額 等 】	【 11,654,760 】
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	11,654,760
		純 資 産 合 計	1,044,004,495
資 産 合 計	1,228,156,703	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,228,156,703

2. 損 益 計 算 書

自 令和 3年4月1日 至 令和 4年3月31日
単 位 : 円

【 売 上 高 】	410,785,731
保管料売上	146,178,662
荷役料売上	71,220,878
賃貸料売上	193,386,191
【 売 上 原 価 】	214,147,230
売 上 総 利 益	196,638,501
【 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 】	138,515,341
営 業 利 益	58,123,160
【 営 業 外 収 益 】	1,063,862
受 取 利 息	281,833
受 取 配 当 金	647,151
雑 収 入	134,878
【 営 業 外 費 用 】	657,400
支 払 利 息	0
雑 損 失	657,400
経 常 利 益	58,529,622
【 特 別 収 益 】	279,999
固 定 資 産 売 却 益	279,999
【 特 別 損 失 】	314,806
固 定 資 産 除 却 損	314,806
税 引 前 当 期 純 利 益	58,494,815
税 金 費 用	23,034,800
法 人 税 等 調 整 額	△ 723,728
当 期 純 利 益	36,183,743

3. 株主資本等変動計算書

自 令和 3年4月1日 至 令和 4年3月31日 単位：円

	株 主 資 本								評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計				
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	40,000,000	471,303	471,303	10,000,000	666,425,000	289,269,689	965,694,689	1,006,165,992	23,538,132	23,538,132	1,029,704,124
当期変動額											
新株の発行			0				0	0			0
剰余金の配当			0			△ 10,000,000	△ 10,000,000	△ 10,000,000			△ 10,000,000
別途積立金			0		20,000,000	△ 20,000,000	0	0			0
当期純利益			0			36,183,743	36,183,743	36,183,743			36,183,743
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			0				0	0	△ 11,883,372	△ 11,883,372	△ 11,883,372
当期変動額合計	0	0	0	0	20,000,000	6,183,743	26,183,743	26,183,743	△ 11,883,372	△ 11,883,372	14,300,371
当期末残高	40,000,000	471,303	471,303	10,000,000	686,425,000	295,453,432	991,878,432	1,032,349,735	11,654,760	11,654,760	1,044,004,495

4. 個 別 注 記 表

1) 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|---------|---|
| 時価のあるもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定額法

平成 29 年 4 月 1 日以降減価償却資産の償却方法を定額法としております。

（ 計算方法）

- ア. 平成 10 年 3 月 31 日以前に取得した旧定率法によって償却していた建物については、旧定額法による償却方法を採用しております。
- イ. 平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した旧定率法によって償却していた建物附属設備・構築物・車両運搬具・什器備品については、旧定額法による償却方法を採用しております。
- ウ. 平成 19 年 4 月 1 日以降取得した定率法によって償却していた建物附属設備・構築物・機械装置・車両運搬具・什器備品については、定額法による償却方法を採用しております。

無形固定資産 定額法

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------|---|
| 貸倒引当金 | 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、法定繰入率により繰入限度額を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 役員の賞与の支払いのため、支払見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払のため、支給見込み額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職金の支払いに充てるため、当社退職金規定に基づく要支給額を計上。
なお、中小企業退職金共済制度を併用しております。 |

(4) その他重要な事項

- | | |
|-----------|-----------------------|
| リース取引 | 賃貸借取引による処理方法をとっております。 |
| 消費税等の会計処理 | 税抜きによる個別対応方式をとっております。 |

(5) 重要な会計方針の変更

変更なし

2) 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数

種 類	発行済株式の数(株)
普 通 株 式	400,000 (株)
計	400,000 (株)

(2) 自己株式の種類および総数

種 類	自己株式の数(株)
普 通 株 式	0 (株)
計	0 (株)

(3) 配当に関する事項

配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
令和 3 年 6 月 25 日 定時株主総会	普 通 株 式	千円 10,000	円 25.00	令和 3 年 3 月 31 日	令和 3 年 6 月 26 日

基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるものは次のとおり、決議を予定しております。

決 議	株式の 種類	配当の 原 資	配当金の 総 額	1 株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
令和 4 年 6 月 24 日 定時株主総会	普 通 株 式	利 益 剰余金	千円 10,000	円 25.00	令和 4 年 3 月 31 日	令和 4 年 6 月 25 日

3) その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

当社は、中小企業退職金共済制度を活用し、就業規則に定める退職金を支給する方法を採用しております。

(2) 固定資産の減損に関する注記

当社の固定資産で、減損処理を要する兆候の発生しているものではありません。

(3) ストックオプション等の注記

当社では、ストックオプション制度は採用しておりません。

確認事項

第 100 期 事業報告

自 令和 3 年 4 月 1 日
至 令和 4 年 3 月 31 日

千 葉 倉 庫 株 式 会 社

千葉県千葉市中央区出洲港 17 番 2 号

1. 当社の現況に関する事項

(1) 全般の状況

2020 年の年初から始まった新型コロナウイルス感染症は、2021 年度に入っても感染拡大の波が繰り返され、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が断続的に発出された一年でした。当社においては、直接的な影響は見られないものの、社会経済全般の停滞感による影響がありました。そのため、貨物の動きが、なかなか読めないところもありましたが、お客さまとの連携を深めることによって、結果として、利益計画を上回ることができました。ただ、主要貨物である「コメ」余りの基調は、今後も続くことが見込まれています。With コロナにおける社会の動きと、それに対するお客さまの動向などを見極め、より一層、柔軟な事業運営が求められるようになってまいりました。

ア. 倉庫業

当社は取扱貨物を、①政府所有米穀（以下、「政府米」という。）、②民間米、③その他一般貨物、として 3 つの区分に分けています。

政府米については、国家貿易として輸入される“MA 米”は、おおむね、計画通りの入荷となりましたが、出庫（含む、カビ検査）については、減速感が見られました。一方、国産備蓄米については、保管ニーズが例年以上に強くありました。その結果、プラス・マイナス両方の影響がありました。

民間米については、コロナ禍による、業務用米を中心とした需要の低迷が懸念されていましたが、結果としては、計画比でプラスの方向に持って行くことができました。

一般貨物についても、コロナ禍による、荷動きの停滞が見られましたが、下期には、社会経済活動の回復に伴って、少しずつ、回転するようになってきました。また、新規貨物を取り込むことによって、計画比プラスとなりました。

イ. 賃貸業

当社の賃貸業の柱は、倉庫の 1 棟貸しと事業用定期借地による大口契約になります。その倉庫の 1 棟貸しについては、正式に 5 年間の中期契約を締結したことによって、安定した収益基盤につながっていきます。また、駐車場の過半を占めていたお客さまの、事務所移転に伴う契約終了がありましたが、ほどなく、別のお客さまとの一括契約を締結することができました。お客様とのコミュニケーションを密にしていくことの重要性が増しています。

(2) 事業業績

2021 年度の売上高は、411 百万円になりました。前期より 4 百万円の増収となり、4 期連続で 4 億円を上回る水準となりました。営業利益については、売上増に伴う費用の増もありますが、前年とほぼ同水準の 58 百万円となりました。

ア. 保管事業

保管数量（月間残高累計）については、政府米は前期比 10 千トン減の 127 千トン、民間米は前期比 9 千トン増の 62 千トン、一般貨物は前期比 13 千トン増の 24 千トンでした。

事業収入では、政府米は前期比 5 百万円減の 73 百万円、民間米は前期比 9 百万円増の 59 百万円、一般貨物は前期比 2 百万円増の 14 百万円となり、全体では、前期比 6 百万円増の 146 百万円となりました。

イ. 荷役事業

事業収入は、カビ検査荷役が前期比マイナスになったため、政府米で前期比 4 百万円減の 51 百万円になりました。一方、民間米は前期同等の 14 百万円、一般貨物については、新たに組み込んだ砂糖が寄与し、前期比 2 百万円増の 7 百万円となりました。全体では前期比 2 百万円減の 71 百万円となりました。

ウ. 賃貸事業

事業収入は、前期と同額の 193 百万円でした。主要物件の 10 号棟倉庫が建設から 20 年を経過し、設備改善や営繕修理等によるコストが増える傾向にあります。当期は、古い設備の撤去や、トイレ・壁紙といった内装の改修など、お客さまの利便性や居住性の向上を図りました。今後も、資産価値を維持するため、賃貸人の責任として対応を強化します。

(3) 設備投資などの状況

当期において実施した設備投資の総額は、52,422,030 円で主なものは次のとおりであります。

- ・ 5 号棟大規模修繕及び屋根ルーフファン工事
- ・ 事務所男女トイレおよび正面玄関改修工事
- ・ 8 号棟脇飛び地駐車場通路整備工事
- ・ 6 号棟荷摺木補修工事
- ・ 10 号棟（賃貸倉庫）3F 男女トイレ改修工事

(4) 当面の対処すべき課題

当社の倉庫保管の柱となる米穀には、従来から、生産から消費に至る一連の需給にまつわる社会的、政策的課題があります。そして、それに加えて、新型コロナウイルスは、米穀の需給環境に大きな影響を加えています。当社の事業においては、現時点では直接的な影響は見られませんが、マクロに見た米穀の需給動向は、今後、複数年にわたって調整局面を迎えるものと見ています。各種の業界活動から得られる政策動向を抑えつつ、お客さまとの連携を密にすることによって、短期的な対応だけでなく、中長期的な視点をもって、事業運営の方向性を見極めていく必要があります。

また、賃貸事業においては、複数年契約を締結している大口契約において、資産価値を高めることによって、さらに先を見越した対応が必要になります。2022 年度には賃貸倉庫の大規模修繕工事を計画しています。お客さまのニーズを抑えながら、安全・安心な設備をご提供してまいります。

当社は、これらの課題に対処するため、「中期事業計画 2019」（2019 年度から 2021 年度の 3 か年計画）を策定し、取り組んでまいりました。そこでは、当社の強みである『保管品質』に磨きをかけることを通じて、柔軟な企業体質を作ること狙っています。その結果は、当期の事業活動にも少しずつ表れてきておりますが、さらに深化させていかなければなりません。また、社会的課題であるカーボンニュートラルについても、中長期的な取り組みが必要になります。2022 年度は、次期、中期事業計画(*)につなげる年として、これら中長期的な課題を見極める年と位置付けています。

(*) 当社の中期事業計画は、親会社の I H I グループ経営方針とサイクルを合わせています。2019 年度から 2021 年度の 3 か年計画でスタートした『グループ経営方針 2019』は、コロナウイルス感染症によって、前提となる事業環境が大きく変わったため、2020 年度から 2022 年度への 3 か年計画、『プロジェクト Change』へと変更されました。当社は、計画期間の変更をせずに、2022 年度を「中期事業計画 2019」の延長に位置付け、IHI グループ

プの次期中期事業計画につなげていきます。

(5) 直近3事業年度の財産および損益の状況

区分	平成30年度 第97期	令和元年度 第98期	令和2年度 第99期	令和3年度 第100期
受 注 高	404 百万円	418 百万円	407 百万円	411 百万円
売 上 高	404 百万円	418 百万円	407 百万円	411 百万円
当期純利益	31 百万円	45 百万円	38 百万円	36 百万円
1株当たり 当期純利益	78 円	111 円	96 円	90 円
総 資 産	1,121 百万円	1,179 百万円	1,205 百万円	1,228 百万円

(6) 当期の主要な事業内容

事 業	売上高（百万円）	売上構成比率
保管事業	146	36%
荷役事業	71	17%
賃貸事業	194	47%

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社IHIで、同社は当社の株式を310千株（出資比率77.5%）所有いたしております。

② 当社には該当する子会社はございません。

(8) 従業員の状況

従 業 員 数 (人)	前期末比増減数 (人)
一般従業員 14	一般従業員 +1
出 向 者 0	出 向 者 0
計 14	計 +1

※ 上記には、顧問を含み、役員は含みません。

(9) 主要な借入先

借入金は平成25年6月に完済し、以降借入金実績はございません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 400,000 株
(2) 株主数 9 名
(3) 主要株主

株 主 名	持株数 (株)
株式会社 I H I	310,000
田 谷 明 義	24,000
村 田 和 紀	24,000
株式会社 千葉銀行	20,000
東方地所株式会社	12,000

3. 会社役員に関する事項

- (1) 取締役および監査役の氏名等

地位及び担当	氏 名	他の法人等の兼務状況
取締役社長 (代表取締役)	小 門 口 匡	
取 締 役 (非常勤)	植 田 満	
取 締 役 (非常勤)	小 暮 英 則	
監 査 役 (非常勤)	須 田 孝	
監 査 役 (非常勤)	石 崎 雅 史	

取締役および監査役の報酬等の総額

取締役	3 名 (常勤 1 名, 非常勤 2 名)	15,054 千円
監査役	2 名 (非常勤 2 名)	2,400 千円

- (注) 1. 期末日現在の取締役数 3 名, 監査役数 2 名
2. 取締役の報酬総額は, 年額 4 1 0 0 万円以内にするが, 第 9 9 回定時株主総会(令和 3 年 6 月 2 5 日)で決議されています。

4. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は平成 2 3 年 1 月 2 1 日開催の取締役会において, 本体制構築・整備の基本方針を, また平成 2 7 年 7 月 2 2 日開催の取締役会において, その内容の一部改訂を, それぞれ決議いたしました。内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針(本文)

第一章 目的

(目的)

第1条 本方針は、会社法が規定する「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針を定めることによって、当社のコーポレート・ガバナンスの実効を高め、もって企業価値向上に資することを目的とする。

第二章 取締役・従業員に関する内部統制システム

(取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制)

第2条 取締役は、職務執行において法令および定款に適合することを確保するため、関連する規定を制定し、取締役・従業員はこれらに服す。取締役は、職務執行にあたっては、全社および各部門の単位で業務の実態に即した実施体制を整備するとともに、職務執行が適正に行なわれていることを監査するための体制を整備する。

(1) 規定の整備

「I H I グループ基本行動指針」等、取締役・従業員が法令等、職務を執行するうえで必要となるルールや手続きを、全社に共通するものは全社規定として、各部門固有の業務を規定するものは部門規定として整備する。また、それぞれの規定には所管部門を明確にし、法令等の変更があった場合に規定を改廃するための仕組みも整備する。

(2) コンプライアンス活動体制

コンプライアンスに関する活動は、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス推進委員会が、活動方針、活動計画を策定し、各部門は具体的な施策を立案し活動する。従業員に対する周知は、コンプライアンス推進委員会事務局である総務部が企画し実施する。

(3) 活動状況の確認と是正のための体制

各部門の業務の実態を把握し、これを検証・評価することにより、それらの適正を確保するために、自己点検を実施し、自己点検結果について適宜取締役会に報告する。また、内部通報制度として当社の親会社である株式会社I H I が提供する「I H I グループコンプライアンス・ホットライン」を活用し、コンプライアンス担当を相談・通報の窓口として、自浄作用を発揮し、コンプライアンス違反を未然に防ぐための体制を整備する。

(情報の保存および保管に関する体制)

第3条 代表取締役社長は、職務の執行に係る情報を文書または電磁的記録による方法により保存し、これらの保存および保管に係る管理体制については、文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を整備し、これに定めるところにより適切に管理する。

文書または電磁的記録の保存および保管に係る基本規定を改訂する場合には、

取締役会の承認を得るものとする。

(リスク管理に関する体制)

第4条 代表取締役社長は、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視する。

代表取締役社長は、業務執行に係る種々のリスクとして、以下の各号に掲げるリスクの評価・識別・監視の重要性を認識し、適切なリスク管理体制の整備ならびにその運用・評価のための体制を整備する。

- (1) 契約
競争環境、他社との連携・M&A、事業統合、海外事業、資材調達、債務保証・公印管理等、各種契約および契約締結にかかる経営上のリスク
- (2) 保管設備の整備・保管技術
倉庫設備の整備不良・機能低下による保管貨物の品質劣化等におけるリスク
- (3) 法令・規制
法令等に違反することにより信用を失墜し、または損失を蒙るリスク
- (4) 情報システム
情報システムの導入、改廃、運用等に関するリスク、情報資産の漏洩、盗難、紛失、破壊等に関するリスク
- (5) 安全衛生・環境
事業所および建設現場等における安全衛生・環境保全に問題が生じるリスク
- (6) 災害・システム不全
災害や事故、情報システムの機能停止等により、業務遂行が阻害されるリスク
- (7) 財務活動
税務申告・金利動向等、財務活動、会計・決算に係るリスク
- (8) 財務報告
財務報告における虚偽記載（不正、誤謬いずれによる場合も含む）リスク
- (9) (1)～(8)に含まれないビジネスリスク
政治、行政、社会リスク並びに人材・労務・機関決定等に伴うリスク

代表取締役社長は、継続的に事業等のリスクを評価・識別・監視するとともに、新たに生じたリスクについては速やかに対応責任者を定める一方で、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクについては、取締役会に報告する。

(職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制)

第5条 代表取締役社長は、職務の執行が効率的に行なわれることを確保するために、取締役の職務執行権限と責任を明らかにし、職務の執行の効率化を促進する。

- 2 代表取締役社長は、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行なうために、幹部会を組織し、各部門の業務執行状況や内部統制・コンプライアンスに関する情報交換・情報収集を図るとともに、当社重要事項について審議し、必要な対応を指示する。
- 3 代表取締役社長は、每期当初に収益性に関する数値目標を含む利益計画の設定を行ない、月次で開催する業績検討会議で目標の達成状況を確認し、職務の執行状況の管理を行なう。

第三章 企業集団における内部統制システム

(企業集団における業務の適正を確保するための体制)

第6条 当社は、親会社である株式会社IHIの主管部門との間で確認された重要事項に関する協議・報告事項に従う。また、親会社の監査役および内部監査部門の定期的な監査を受け入れるとともに、必要に応じて、親会社の監査役会と適切な連携を取るものとする。

第四章 監査役の適正監査確保に関する内部統制システム

(監査役の職務を補助する従業員に関する事項)

第7条 代表取締役社長は、監査役が職務を補助する従業員を置くことを求めた場合、監査役との協議により定めるものとする。監査役の職務を補助する従業員を置く場合、その従業員は監査役の指示に従うものとし、代表取締役社長は、業務執行者からの独立性の確保および監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(監査役の監査に関する事項)

第8条 監査役は、監査方針等に則り、取締役会のほか、必要に応じて当社の重要会議に出席するとともに、取締役等から職務執行状況の聴取や重要な決裁書類等の閲覧、社内各部門の業務および財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務の執行を監査する。また、監査役が職務執行上必要とする費用は、会社がこれを負担する。

(監査役への報告に関する体制)

第9条 取締役および従業員は、監査役に対して、法令に定める事項、自己点検の結果、内部通報制度による通報の状況および内容、その他全社的に影響を及ぼす重要事項について、遅滞なく報告するものとする。
なお、当該報告をした者は報告したことを理由として不利な取扱いを受けることはないものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役・従業員の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. 規定の整備

- ・法令等の変更に合わせて規定を適時に改廃をしております。
- ・「規定管理規定」に基づいた定期的な規定の見直しを実施しております。

イ. コンプライアンス活動体制

- ・株式会社IHI 主管本部との定例報告会や意見交換会の継続実施によりリスク排除のモニタリングを図っています。
- ・コンプライアンスの意識向上のために、役員・基幹職による研修会を年に2回開催しております。

ウ. 活動状況の確認と是正のための体制

- ・内部監査と内部統制の評価を実施し、内部管理体制の適切性を確認いたしました。
- ・株式会社IHI が提供する内部通報制度(コンプライアンス・ホットライン)を利用しており、不正行為等の早期発見、是正に努めております。

②情報の保存および保管に関する体制

- ・文書管理状況を確認し、文書ファイルの整備を実施するとともに、電子データ

消失対策として、保存管理の外部委託を継続しております。

③リスク管理に関する体制

- ・毎年度、「リスク管理活動シート」を基に、リスクの識別、評価を行ない、対応計画を策定するとともに、活動に対する自己評価を実施しております。

④職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ・幹部会議、月次業績検討報告会の開催や、業務遂行基準、決裁基準等を定めることにより、職務執行の効率性を担保しております。

⑤企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・内部統制システムの構築のための IHI グループのガイドラインをベースとしたチェックリストを活用し、当社の内部統制の自己評価を行うとともに、親会社である株式会社 IHI に報告し、課題の共有と改善を図っています。

以 上